

「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」

第1回会議後の意見

平成26年7月29日

山森利平

資料5等の記載内容に関連して

1. 教授会の役割の明確化

国立大学法人法が制定される際に、国会附帯決議や参議院文教科学委員会における答弁などで教授会の扱いについて言及されました。

今回の法人法改正において、これら決議や答弁の在り方は変わりありませんか。

(別紙 参考資料 87～90 ページ)

2. 経営協議会

大学は学外委員に地方自治体の長などを選任することがあります。しかし、経営協議会が開催される時期は往々にして地方自治体の議会開催時期と重なり、地方自治体の長は当然ながら議会出席を優先します。(私が監事として在任していた国立大学法人では、地方自治体の長の出席率は非常に低く、委員に知事ではなく、副知事を選任しても出席率の低さは改善されませんでした。)

大学が学外委員に地方自治体の長を選任する場合、形骸化を防止するためにも、出席率確保の方策を取ることが必要だと考えます。(経営協議会の時期は自ずと決まってしまうので、適切な人選をすること。)

3. 学長選考会議

- (1) 学長選考会議は、学長選考の前年度から、規則の見直しや「学長に求められる資質・能力」等を議論することになります。

しかし、学外委員の一部委員は、出席率が極端に低いまま、最後の選考会議に出席して協議・投票を行うということがありました。

このことについて、学内委員からの反論がありました。学長選考会議学外委員は経営協議会学外委員を兼ねることが多いので、出席率の確保も含めて適切な人選をすることが必要であると思います。

- (2) 意向投票

ある国立大学法人では、平成20年の学長選考において、意向投票の票数が3位の候補適任者が学長選考会議の選考で1位になり、学長候補そして学長に再任されました。このことがあり、この国立大学法人では、学長選考会議での一部反対意見もありながら、意向投票と学長選考会議を同等に指数化して平成22年度に学長選考を行いました。当時の監事は、このやり方は国立大学法人法の趣旨に反する可能性があるとのため、差し控えるように申し上げましたが、実際にこのやり方で学長選考は

行われました。結果的に学長選考会議での票数の最も多い候補適任者（意向投票では2位）が学長候補そして学長に選任されました。しかし、もしも意向投票が1位で学長選考会議が2位の候補適任者が学長候補者に選任されていれば、監事として意見を学長選考会議、文部科学省に提出していたことであろうと思います。

今回、意向投票の在り方を明確に位置付けて周知するべきであります。

4. 学長の権限と責任

学長には人事権と予算策定権があることを明言した方がいいと思います。その上で、財務諸表等を適宜適切に利用して大学の運営を行っていくこと。

5. ガバナンス強化に監事の役割を明確にすること

今回、独立行政法人通則法が改正され、監事の役割も変わります。監事の役割も含めてガバナンスの在り方を明記すべきではないでしょうか。

（別紙 監事監査に関する参考指針2ページ、参考資料65～66ページ）

6. ガバナンスとガバナビリティ（governability 被統治能力）

「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」（平成21年6月5日 文部科学大臣決定）において、「法人内部のガバナンスの在り方を検討するよう努める」とあります。法人本部がガバナンスを訴えることも大事ですが、法人の構成員がガバナビリティ（被統治能力）を持てるような教育・啓蒙も行うべきものと考えます。

（別紙 参考資料79～80ページ）

7. 社会的責任

日本も参画した「ISO26000 社会的責任に関する手引き」（平成22年11月1日）において、「社会的責任の7つの原則」尊重があります。

①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重

ISO26000では、「企業の社会的責任」、「大学の社会的責任」と別々のものではなく、企業も大学も同じ「社会的責任」です。今回の学校教育法、国立大学法人法の改正は、「大学の組織及び運営体制を整備」し、その持続的発展に貢献することであろうと考えます。資料5では、「透明化（透明性）」や「ステークホルダー」というキーワードはありますが、全般として、大学が社会的責任を果たすための法律改正であることを、より明確にしてはいかがでしょうか。

（別紙 監事監査に関する参考指針8ページ、参考資料108ページ）

以上

別紙 国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する参考指針」、「同 参考資料」